

とやま呉西消費生活ニュース 2020年 4月号

「簡単に儲かる」と言われて、ネットワークビジネスの会員になったけれど・・・



消費者庁イラスト集より

相談内容

知り合いから「人を紹介すればすぐに元が取れる」と誘われ、高額な化粧品とサプリメントのセットを購入しネットワークビジネスの会員になった。購入代金は消費者金融で借りた。その後、紹介できる人もおらず、消費者金融の借金だけが残った。解約したい。

アドバイス・注意喚起

簡単に儲かるなどの甘い言葉を鵜呑みにしないでください。簡単に大金を得られることは通常、ありません。安易な考えで借金をしてしまい、返せなくなるケースが多くあります。

また、自分自身が勧誘することにより、人間関係を壊すおそれもあります。友人や知人から取引の勧誘をされても、いったん冷静になって考えて、その場で契約せずにしっかりと断りましょう。

フリマサービスでトラブルにあったら・・・??



相談内容

フリマアプリを利用してバッグを購入したが傷だらけだった。受取手続きを保留したら、売主から脅すようなメールが届くようになり、運営会社に相談しても「双方で話し合ってください」と言われた。

アドバイス・注意喚起

フリマアプリ等のフリマサービスでの商品売買は、個人間取引（購入者と出品者の双方が消費者個人）です。トラブルは、当事者間で解決を図るように求められていることを理解して利用しましょう。また、利用規約をよく理解して慎重に取引を行いましょう。

「消費者ホットライン」を知っていますか??

☎ 1 8 8

「市窓口の電話番号が覚えられない」

「休日はどこに相談すればいいの」

そんなときは、「**188 (いやや!)**」にお電話を！お住まいから一番近い相談窓口につながります。

※郵便番号の入力が必要です。

★各市消費生活相談窓口★

高岡市消費生活センター 0766-20-1522

射水市消費生活センター 0766-52-7974

氷見市消費生活相談窓口(市民課) 0766-74-8010

砺波市消費生活センター 0763-33-1153

小矢部市消費生活相談室 0766-67-1760

南砺市消費生活センター 0763-23-2035

「とやま呉西消費生活ニュース」では、呉西6市の消費生活相談窓口が連携し、圏内にお住まいのみなさんに、注目の消費生活相談情報をお届けします！（年4回）

発行：令和2年4月1日

事務局：砺波市消費生活センター

